

〔注〕2007年4月から改正沿革を付記した。

改正	2007年4月1日	2009年4月1日
	2010年4月1日	2011年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2014年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2017年4月1日
	2018年4月1日	

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、中京大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項について、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるほかこの規程に定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位に付記する専攻分野

- ① 文学部日本文学科、言語表現学科及び歴史文化学科は、文学
- ② 国際英語学部国際英語学科は、国際英語学
- ③ 国際英語学部英米文化学科は、英米文化学
- ④ 国際教養学部国際教養学科は、国際教養学
- ⑤ 心理学部心理学科は、心理学
- ⑥ 現代社会学部現代社会学科は、社会学
- ⑦ 法学部法律学科は、法学
- ⑧ 総合政策学部総合政策学科は、総合政策学
- ⑨ 経済学部経済学科は、経済学
- ⑩ 経営学部経営学科は、経営学
- ⑪ 情報理工学部情報システム工学科、情報メディア工学科及び機械情報工学科は、情報理工学
- ⑫ 工学部機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科及びメディア工学科は、工学
- ⑬ 体育学部体育科学科は、体育学
- ⑭ スポーツ科学部スポーツ教育学科、競技スポーツ科学科及びスポーツ健康科学科は、スポーツ科学

(2) 修士の学位に付記する専攻分野

- ① 文学研究科日本文学・日本語文化専攻及び歴史文化専攻は、文学
- ② 国際英語学研究科国際英語学専攻は、国際英語学
- ③ 国際英語学研究科英米文化学専攻は、英米文化学
- ④ 心理学研究科実験・応用心理学専攻及び臨床・発達心理学専攻は、心理学
- ⑤ 社会学研究科社会学専攻は、社会学
- ⑥ 法学研究科法律学専攻は、法学
- ⑦ 経済学研究科経済学専攻は、経済学
- ⑧ 経済学研究科総合政策学専攻は、総合政策学
- ⑨ 経営学研究科経営学専攻は、経営学
- ⑩ 情報科学研究科情報科学専攻は、情報理工学
- ⑪ 情報科学研究科メディア科学専攻は、メディア科学
- ⑫ 工学研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、工学
- ⑬ 体育学研究科体育学専攻は、体育学
- ⑭ ビジネス・イノベーション研究科ビジネス・イノベーション専攻は、経営管理学

(3) 博士の学位に付記する専攻分野

- ① 文学研究科日本文学・日本語文化専攻は、文学

- ② 心理学研究科実験・応用心理学専攻及び臨床・発達心理学専攻は、心理学
- ③ 社会学研究科社会学専攻は、社会学
- ④ 法学研究科法律学専攻は、法学
- ⑤ 経済学研究科経済学専攻は、経済学
- ⑥ 経済学研究科総合政策学専攻は、総合政策学
- ⑦ 経営学研究科経営学専攻は、経営学
- ⑧ 情報科学研究科情報認知科学専攻は、情報科学又は認知科学
- ⑨ 情報科学研究科メディア科学専攻は、メディア科学
- ⑩ 体育学研究科体育学専攻は、体育学

(4) 専門職学位は、法務博士（専門職）とする。

3 前項に規定する学位及び専攻分野の英文表記は、別に定める。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第99条の規定により、卒業を認定された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、学則第149条の規定により、博士前期課程又は修士課程の修了を認定された者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、学則第150条の規定により、博士課程の修了を認定された者に授与する。

2 前項に規定する者のほか、博士の学位は、学則第151条第2項に規定する者に授与する。

(法務博士の学位授与の要件)

第6条 法務博士（専門職）の学位は、学則第194条の規定により、法科大学院の専門職学位課程の修了を認定された者に授与する。

(修士論文等)

第7条 修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）は、専攻分野における精深な学識及び研究能力を証示するに足りるものでなければならない。

(修士論文等の提出)

第8条 第4条の規定により修士の学位を得ようとする者は論文4通に学位授与申請書（別紙様式1）1通、論文要旨（別紙様式5）1通及び履歴書（別紙様式6）1通を添えて、在学中に当該研究科長に提出するものとし、その時期は1月9日から同月18日までの間の5日間とする。ただし、当該研究科が9月修了を認める場合には、前記に加えて6月9日から同月18日までの間の5日間を提出期間とすることができる。

2 修士論文は、1編とする。

(博士論文)

第9条 本学大学院の博士後期課程を1年以内に修了する見込みの者は、あらかじめ論文の計画について指導教授の承認を得て博士論文を提出することができる。

2 博士論文は、専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証示するに足りるものでなければならない。

(博士論文の提出)

第10条 第5条第1項の規定により博士の学位を得ようとする者は、論文5通に学位授与申請書（別紙様式2）1通、研究業績目録（別紙様式4）1通、論文要旨（別紙様式5）4通及び履歴書（別紙様式6）1通を添え、博士後期課程在学中に当該研究科長に提出するものとする。なお、論文及び論文要旨については、電子データの提出を含むものとする。

2 第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者は、論文5通に学位授与申請書（別紙様式3）1通、研究業績目録（別紙様式4）1通、論文要旨（別紙様式5）4通、履歴書（別紙様式6）1通及び別表1に定める学位審査手数料を添え、当該研究科長の承認を得て、学長に提出するものとする。なお、論文及び論文要旨については、電子データの提出を含むものとする。

3 研究科長が前項に規定する承認を与えるに当たっては、当該研究科委員会に諮り、研究経歴、研究業績等について検討を加えなければならない。

4 博士論文は、1編とし、必要により参考文献を添付することができる。ただし、共著の参考論文については、共著者の同意書を添付するものとする。

(博士論文及び学位審査手数料の返付)

第11条 提出した博士論文及び納付した学位審査手数料は、返付しない。

(学位審査委員会)

第12条 修士論文等又は博士論文を受理したときは、研究科委員会は、当該研究科に所属する専任大学教員の中から3人以上の学位審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。

2 学位審査委員会は、修士論文等又は博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認に関する事項を担当する。学位審査委員のうち1人を主査とし、その他の者を副査とする。

3 特に必要のあるときには、本学大学院の他の研究科又は研究機関及び他大学大学院又は研究機関の教員等を学位審査委員会に加えることができる。ただし、この項の規定による学位審査委員は、定足数に算入せず、かつ、票決に加わらないものとする。

(修士論文等の審査及び最終試験並びにその期間)

第13条 修士論文等の審査及び最終試験は、当該研究科の学位審査委員会により行う。

2 修士の最終試験は、修士論文等の審査が終わった後に、筆記又は口頭により、修士論文等の内容を中心とし、学識及び研究能力について審査するものとする。

3 前2項及び第8条に規定する修士論文等の提出及び審査並びに最終試験の実施要項については、あらかじめこれを公示する。

4 修士論文等の審査及び最終試験は、論文提出者の在学期間中に終了するものとする。

(博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認並びにその期間)

第14条 博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該研究科の学位審査委員会により行う。

2 博士の最終試験は、博士論文の審査が終わった後に、筆記又は口頭により、博士論文の内容及びこれに関連する科目の学識及び研究能力について審査するものとする。

3 第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者に対しては、博士論文の審査及び最終試験のほか、さらに専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するものとする。

4 前項に規定する学力の確認のための試験の科目には、外国書講読を含めることができる。

5 博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の審議を経て、その期間を延長することができる。

(学力の確認の免除)

第15条 研究科委員会が、第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者の経歴及び研究業績により学力の確認を行い得ると認めるときは、学力の確認のための試験の一部又は全部を免除することができる。

2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、退学後3年以内に限り、学力の確認を免除する。

(合否の決定)

第16条 学位審査委員会は審査の概要を記した書面を付して、所定の学位審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会はその報告に基づいて、合否を審議決定する。ただし、学位審査委員会において一致した決定が得られなかった場合には、学位審査報告書に少数意見を付記するものとする。

2 学位の審査を行うためには、当該研究科委員会の構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、合格の決定には、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学位審査委員会は、研究科委員会の構成員に対して審査した博士論文を公示しなければならない。公示の期間は、1週間を下らないものとし、かつ、公示期間の始まる1週間前までに、研究科委員会の構成員に対して博士論文提出者の氏名、博士論文の題目、公示の期日・場所その他必要な事項を書面によって通知するものとする。

(学長への結果報告)

第17条 学部長は、卒業所要資格を得た者を学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、修士論文等及び博士論文の審査の結果並びに最終試験の結果を速やかに学長に報告しなければならない。この場合、修士論文等及び博士論文の審査並びに最終試験の結果の概要、学力の確認の結果の概要並びに履歴書を各1通添付するものとする。

(学位授与及び学位記の交付と登録)

第18条 学長は、学部長及び研究科長の報告に基づき学位を授与すべき者に学位記（別紙様式7）を交付して学位を授与し、学士授与者については卒業生名簿に、修士、博士及び法務博士授与者については学位授与者名簿に登録する。また、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

4 第1項に規定する学位の授与日については、卒業式の実施日とする。

5 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者の学位の授与日については、合格が審議決定された研究科委員会の開催月の最終日とすることができる。

（博士論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与された日以前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由が解消されたときは、速やかに当該博士論文の全文を公表しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 当該博士の学位を授与された日以後に公表する場合は、中京大学審査学位論文と明記するものとする。

（学位論文の保存）

第20条 修士の学位を授与した修士論文等の原本並びに博士の学位を授与した博士論文の原本及び博士論文の電子データは、本学図書館に保存するものとする。

（博士論文の送付）

第21条 学長は、博士の学位を授与した博士論文の電子データを、当該博士の学位を授与した日から1年以内に、所定の手続に従い、国立国会図書館へ送付するものとする。なお、国立国会図書館に送付された博士論文の電子データは、国立国会図書館に保存されるとともに、利用に供されるものとする。

（博士論文の要旨の公表）

第22条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその博士論文の内容の要旨及び博士論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位の取消し）

第23条 学長は、学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該教授会、当該研究科委員会又は研究科教授会の審議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

（1）不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき。

（2）学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき。

（研究科の専管事項）

第24条 この規程に定めるもののほか、修士論文等及び博士論文の審査並びに最終試験並びに学力の確認に関して必要な事項は、研究科委員会で定める。

（規程の改廃）

第25条 この規程の改廃は、教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、1969年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1971年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1973年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1974年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1976年4月1日から施行する。

2 博士論文の審査及び試験にかかわる学位審査委員会の構成は、商学研究科にあつては、当分の間、博士課程研究指導担当の教授をもって当てる。ただし、この際、第10条の定めは準用されるものとする。

附 則

この規程は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1987年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992年4月1日から施行する。なお、第1条及び第15条第2項の規定は、1991年7月1日以降に本学大学院を修了する者より適用する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 なお、改正後の第10条、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定は、2013年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従

前の例によるものとする。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

学位授与申請者の内訳	学位審査手数料（円）
第10条第1項による博士（課程博士）の学位授与申請者	0
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年以内のもの	0
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年を超えるもの	57,000
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学専任教職員であるもの	100,000
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、前記のいずれにも当たらないもの	150,000

別紙様式1

修士の学位授与申請書（第8条関連）

別紙様式2

課程による博士の学位授与申請書（第10条関連）

別紙様式3

課程によらない博士の学位授与申請書（第10条第2項関連）

別紙様式4

研究業績目録（第10条関連）

別紙様式5

論文要旨（第8条、第10条関係）

別紙様式6

履歴書（第8条、第10条関係）

別紙様式7

学位記（第18条関係）